



山形県公報

平成20年9月19日(金)
第1978号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                   |      |
|----------------------------------|-------------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....           | (健康福祉企画課) ...     | 1249 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....        | (同) ...           | 1250 |
| 生活保護法による指定医療機関の変更の届出.....        | (同) ...           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | (同) ...           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....        | (同) ...           | 1251 |
| 救急病院等の告示.....                    | (同) ...           | 1252 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....               | (村山総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定..... | (建築住宅課) ...       | 同    |
| 道路の位置の指定の廃止.....                 | (置賜総合支庁建築課) ...   | 1253 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (出納局) ...         | 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 同    |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 1254 |
| 政治団体の解散.....       | 1257 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同    |
| 資金管理団体の指定の取消.....  | 1259 |

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 指定管理者の募集.....             | (庄内総合支庁港湾事務所) ... | 同    |
| 同.....                    | (同) ...           | 1260 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (置賜総合支庁建築課) ...   | 1261 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....      | (公安委員会) ...       | 1264 |
| 同.....                    | (同) ...           | 同    |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... | (同) ...           | 同    |

## 告 示

### 山形県告示第817号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| ほんまる調剤薬局  | 東根市本丸南一丁目6番21号 | 平成20. 8. 1 |
| おおぞら薬局    | 東根市小林一丁目2番41号  | 同 8.20     |
| 皮ふ科さいとう医院 | 酒田市あきほ町658番地6  | 同 8.22     |

## 山形県告示第818号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 東條歯科医院    | 米沢市門東町三丁目3番39号 | 平成19. 6. 9 |

## 山形県告示第819号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

しあわせ調剤薬局

東根市中央四丁目1番9号

## 2 届出の内容

| 指定医療機関の所在地   |              | 変更年月日      |
|--------------|--------------|------------|
| 変更前          | 変更後          |            |
| 東根市中央四丁目1番5号 | 東根市中央四丁目1番9号 | 平成20. 8. 1 |

## 山形県告示第820号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称            | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|---------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| やすらぎ苑山形                         | 介護予防認知症対応型共同生活介護                                 | 山形市松波一丁目11番8号         | 平成20. 4. 1 |
| フラワーさがえ                         | 介護予防認知症対応型共同生活介護                                 | 寒河江市大字寒河江字小和田41番地5    | 同 6. 1     |
| 特定非営利活動法人エンジェル・ハート「通所介護サービス事業所」 | 通所介護<br>介護予防通所介護                                 | 山形市東青田三丁目12番21号       | 同 7.28     |
| ライフア庄内                          | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 鶴岡市藤島字村前55番地15        | 同 7.31     |
| ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 山形市下条町二丁目1番15号102     | 同 8. 1     |
| ジャパンケアサービス ハッピー山形・居宅介護支援事業所     | 居宅介護支援                                           | 同                     | 同          |
| ふれあいの里「さくら」                     | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護                   | 最上郡最上町大字富澤4467番地の1    | 同          |
| デイサービスセンター「よつばの里」               | 通所介護<br>介護予防通所介護                                 | 鶴岡市本町三丁目2番5号          | 同 8. 4     |
| 株式会社ハイヤーセンター指定訪問介護事業所           | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 同 朝暘町19番27号           | 同 8. 7     |
| 永井医院                            | 居宅療養管理指導<br>訪問看護                                 | 最上郡最上町大字向町536番地の9     | 同 8.15     |

山形県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                       | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地     | 休止年月日      |
|---------------------------------|------------------|----------------|------------|
| 特定非営利活動法人エンジェル・ハート「訪問介護サービス事業所」 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 山形市南原町三丁目8番11号 | 平成20. 8. 1 |

山形県告示第822号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称           | 所 在 地              | 認 定 期 間                      |
|---------------|--------------------|------------------------------|
| 町 立 真 室 川 病 院 | 最上郡真室川町大字新町469番地 1 | 平成20年10月1日から<br>平成23年9月30日まで |

山形県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
成沢土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市蔵王成沢町浦619番地
- 3 認可年月日  
平成20年9月11日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年9月19日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-----------------------------|------|-----------------------|------------|
| 鶴岡市湯田川字中田8番19から<br>同 154番まで | 旧    | 26.0メートル<br>↓<br>23.6 | メートル<br>57 |
| 同 上                         | 新    | 26.0メートル<br>↓<br>18.8 | 同 上        |

山形県告示第825号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿五丁目11番4号

- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿五丁目11番4号
- 3 業務の開始の日  
平成20年10月1日

山形県告示第826号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 廃止に係る指定の番号 私道第1148号
- 2 廃止に係る指定の場所 南陽市赤湯字新田前3266番
- 3 廃止年月日 平成20年9月5日

山形県告示第827号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中 「 " " 大字本郷丙101番地の3 」 を 「 " " 大字本郷丁549番地の1 」 に改める。

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成20年9月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

政 党

| 政治団体の名称       | 異動事項       | 内 容           |               | 届出年月日     |
|---------------|------------|---------------|---------------|-----------|
|               |            | 新             | 旧             |           |
| 自由民主党山形県医療会支部 | 主たる事務所の所在地 | 山形市松栄一丁目6番73号 | 山形市荒楯町一丁目8番9号 | 平成20.8.11 |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 異動事項       | 内 容           |               | 届出年月日           |
|-------------|------------|---------------|---------------|-----------------|
|             |            | 新             | 旧             |                 |
| 西島英利山形県後援会  | 主たる事務所の所在地 | 山形市松栄一丁目6番73号 | 山形市荒楯町一丁目8番9号 | 平成<br>20. 7. 28 |
| 山形県医師連盟     | 主たる事務所の所在地 | 山形市松栄一丁目6番73号 | 山形市荒楯町一丁目8番9号 | 同               |
| 天童市東村山郡医師連盟 | 会計責任者      | 山本博司          | 笠原敬良          | 同<br>8. 8       |

## 山形県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり公表する。

平成20年9月19日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(資金管理団体)

(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                                  | 市政・議会を改める会 | 横戸長兵衛後援会         | 後藤ひとみ後援会 | 山田一郎後援会  |
|------------------------------------------|------------|------------------|----------|----------|
| 報告年月日                                    | 20. 7. 1   | 20. 8.27         | 20. 7. 9 | 20. 7.29 |
| 収入総額                                     | 0          | 537,500          | 0        | 0        |
| 前年繰越額                                    | 0          | 0                | 0        | 0        |
| 本年収入額                                    | 0          | 537,500          | 0        | 0        |
| 支出総額                                     | 0          | 534,000          | 0        | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |            |                  |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |            | 37,500<br>75     |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0          | 500,000          | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |            | 500,000          |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |            |                  |          |          |
| 政党匿名寄附                                   |            |                  |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |            |                  |          |          |
| 交付金収入                                    |            |                  |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |            |                  |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |            |                  |          |          |
| 支出の内訳                                    |            |                  |          |          |
| 経常経費                                     | 0          | 0                | 0        | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |            |                  |          |          |
| 政治活動費                                    | 0          | 534,000          | 0        | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0          | 37,500<br>96,500 | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |            | 96,500           |          |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |            | 400,000          |          |          |
| 資産等の有無                                   | 無          | 無                | 無        | 無        |

(その他の政治団体) 単位: 円

| 政治団体の名称                                  | ふるさと再盛市民の会 |
|------------------------------------------|------------|
| 報告年月日                                    | 20. 8.27   |
| 収入総額                                     | 400,000    |
| 前年繰越額                                    | 0          |
| 本年收入額                                    | 400,000    |
| 支出総額                                     | 397,750    |
| 本年收入の内訳                                  |            |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |            |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 400,000    |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |            |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         | 400,000    |
| 政党匿名寄附                                   |            |
| 事業収入(内訳別掲)                               |            |
| 交付金収入                                    |            |
| 借入金(内訳別掲)                                |            |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |            |
| 支出の内訳                                    |            |
| 経常経費                                     | 0          |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |            |
| 政治活動費                                    | 397,750    |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 397,750    |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 | 397,750    |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |            |
| 資産等の有無                                   | 無          |

市政・議会を改める会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名  
矢萩武昭資金管理団体の届出に係る公職の種類  
天童市議会議員

横戸長兵衛後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類



横戸長兵衛  
 寄附の内訳  
 （個人分）  
 寄附者の氏名 金 額 住 所  
 原 田 順 二 500,000円 上山市

## ふるさと再盛市民の会

寄附の内訳  
 （政治団体分）  
 寄附者の名称 金 額 主たる事務所の所在地  
 横戸長兵衛後援会 400,000円 上山市

## 山形県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成20年9月19日

山形県選挙管理委員会  
 委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|--------------|---------|-------------|
| 市政・議会を改める会   | 矢 萩 武 昭 | 平成20. 6. 30 |
| 山田一郎後援会      | 阪 野 一 弥 | 平成20. 7. 27 |
| 山形県民社協会北村山支部 | 高 橋 敏 男 | 平成20. 8. 8  |

## 山形県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成20年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり公表する。

平成20年9月19日

山形県選挙管理委員会  
 委員長 熊 谷 誠

## (資金管理団体)(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                                  | 市政・議会を改める会 | 山田一郎後援会  | 山形県民社協会<br>北村山支部 |
|------------------------------------------|------------|----------|------------------|
| 報告年月日                                    | 20. 7. 2   | 20. 7.29 | 20. 8. 8         |
| 収入総額                                     | 0          | 0        | 179,710          |
| 前年繰越額                                    | 0          | 0        | 179,596          |
| 本年収入額                                    | 0          | 0        | 114              |
| 支出総額                                     | 0          | 0        | 124,420          |
| 本年收入の内訳                                  |            |          |                  |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |            |          |                  |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0          | 0        | 0                |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |            |          |                  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |            |          |                  |
| 政党匿名寄附                                   |            |          |                  |
| 事業収入(内訳別掲)                               |            |          |                  |
| 交付金収入                                    |            |          |                  |
| 借入金(内訳別掲)                                |            |          |                  |
| その他の収入(内訳別掲)                             |            |          | 114              |
| 1件10万円未満のもの                              |            |          | 114              |
| 支出の内訳                                    |            |          |                  |
| 経常経費                                     | 0          | 0        | 0                |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |            |          |                  |
| 政治活動費                                    | 0          | 0        | 124,420          |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0          | 0        | 0                |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |            |          |                  |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |            |          |                  |
| 資産等の有無                                   | 無          | 無        | 無                |

## 市政・議会を改める会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

矢萩武昭

資金管理団体の届出に係る公職の種類

天童市議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成20年9月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 | 指定取消年月日   |
|------------------------|---------|------------|-----------------|--------|-----------|
| 矢萩武昭                   | 天童市議会議員 | 市政・議会を改める会 | 天童市大字老野森414番地の1 | 矢萩武昭   | 平成20.6.30 |

## 公 告

酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年9月19日

山形県知事 齋藤 弘

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 酒田北港緑地
- (2) 所在地 酒田市高砂地内

### 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に事業所を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体においては、代表団体を決めていること。
- (11) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士のいずれにおいてもできないこと。

### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年10月6日（月）から同月20日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法をとることとし、受付期間内必着とする。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所 港政管理担当

郵便番号 998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号 0234-26-5635

## 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成20年9月19日(金)から同年10月14日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 マリンパーク鼠ヶ関
- (2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内

## 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に事業所を有する法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合には、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体においては、代表団体を決めていること。
- (11) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士のいずれにおいてもできないこと。

## 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年10月6日(月)から同月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法をとることとし、受付期間内必着とする。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所 港政管理担当

郵便番号 998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号 0234-26-5635

## 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成20年9月19日(金)から同年10月14日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者一般公募を次のとおり行う。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                      | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要                       |                                    |
|----------------|--------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|                |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート1号 | 長井市台町3-<br>1             | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,800                  | 16,800                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,500                             | 30,400 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同成田アパ<br>ート    | 同成田3102-<br>3            | 同    | 71.5                          | 1    | 同   | 18,200                  | 22,100                             | 26,200                             | 30,200                             | 34,900                             | 40,100 |                          |                                    |
| 同屋城町アパ<br>ート   | 同屋城町4-<br>3              | 同    | 61.4                          | 1    | 同   | 21,500                  | 26,100                             | 30,800                             | 35,600                             | 41,100                             | 47,200 |                          |                                    |
| 同小国アパ<br>ート1号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫3-<br>3-9 | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 13,000                  | 15,700                             | 18,600                             | 21,500                             | 24,800                             | 28,500 |                          |                                    |
| 同あらとアパ<br>ート1号 | 同白鷹町<br>大字荒砥乙725<br>-1   | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 23,800                  | 28,900                             | 34,100                             | 39,400                             | 45,500                             | 52,200 |                          |                                    |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年10月1日から同月7日まで（ただし、郵送の場合は、平成20年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年11月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品及び特定役務の名称並びに数量  
電子署名生成装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 落札者を決定した日 平成20年7月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 1,840,545円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成20年6月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品及び役務の名称並びに数量  
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成20年8月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECリース株式会社山形営業所 山形県山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 45,486,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成20年6月27日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
ICカード運転免許証作成システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年7月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額 40,950,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当